

延岡市工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、延岡市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人は、次の各号のいずれかに該当する期間には、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約の締結から現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事において、工場製作のみが行われている期間
- (4) 完工届が提出され、検査、事務手続のみが残っている期間

(兼務が可能な条件)

第3条 受注者は、次の各号に掲げる全ての条件を満たした場合に、現場代理人と他の工事の現場代理人又は主任技術者（以下「現場代理人等」という。）の職務を兼ねさせることができる。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性並びに安全管理上の理由により兼務を認めることが適当でないと判断したときは、この限りでない。

- (1) 兼務する工事の全てが延岡市（公営企業を含む。）発注の工事であること。
- (2) 兼務する工事の請負金額がそれぞれ 4,500 万円（建築一式工事については、9,000 万円）未満であること。
- (3) 兼務する工事は、当該工事を含めて2件までであること。
- (4) 発注者と常時連絡が取れることとし、発注者が指示した場合は、速やかに当該工事現場へ向かう体制が取れること。
- (5) 兼務する工事のいずれかの現場に必ず常駐し、一方に偏ることなく適切に現場を管理できること。

(兼務の手続)

第4条 受注者は、現場代理人と他の工事の現場代理人等を兼務させようとするときは、現在契約を締結している工事の執行課（室）に現場代理人等兼務申出書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現在契約を締結している工事の主任技術者（現場代理人を兼務している場合を除く。）を新たに契約を締結する工事の現場代理人と兼務させようとするときは、新たに兼務を希望する工事の執行課（室）に現場代理人等兼務申出書を提出するものとする。

(兼務承認等の通知)

第5条 発注者は、前条の規定による申出書の提出があった場合には、兼務の適否を判断し、速やかに現場代理人等兼務承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(兼務承認の取消し)

第6条 発注者は、前条の通知により兼務を承認した後であっても、第3条各号に掲げる条件を満たしていないことが判明したとき又は現場代理人等を兼務することにより工事現場の適正な運営、施工、管理等に支障があると判断したときは、現場代理人等兼務承認取消通知書（様式第3号）により、兼務の承認を取り消すことができる。

- 2 受注者は、前項の規定による通知を受けた日から7日以内に、新たな現場代理人を配置しなければならない。
- 3 受注者は、新たに現場代理人を配置するまでの期間は、当該工事現場における全ての作業等を中止するものとし、中止により工期内に工事を完成することができないこととなった場合は、約款第53条第1項第1号の適用を受けるものとする。
- 4 発注者は、受注者が第2項に規定する期限を過ぎてもなお新たな現場代理人を配置しないときは、約款第46条第5号の規定により契約を解除することができる。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

現場代理人等兼務申出書

年 月 日

延岡市長 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

他の工事の現場代理人等を兼務させることとしたいので、延岡市工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領第 4 条の規定により、申し出ます。

兼務する現場代理人等氏名			
兼務する現場代理人等連絡先		(事務所)	(携帯)
現在契約を締結している工事	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	請負金額 (税込)	円	
	兼 務 す る 職 務	☐ 現場代理人 ・ ☐ 主任技術者	
	工事執行課 (室)		
新たに兼務を希望する工事	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	請負金額 (税込)	円	
	兼 務 す る 職 務	☐ 現場代理人 ・ ☐ 主任技術者	
	工事執行課 (室)		

(注) 要領第 4 条第 1 項に該当するときは、現在契約を締結している工事の執行課(室)に、
同条第 2 項に該当するときは、新たに兼務を希望する工事の執行課(室)に提出すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

現場代理人等兼務承認（不承認）通知書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

延岡市長 ○○ ○○

延岡市工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領第 5 条の規定により、通知します。

兼務する現場代理人等氏名			
兼務する現場代理人等連絡先		(事務所)	(携帯)
現在契約を締結している工事	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	請負金額 (税込)	円	
	兼 務 す る 職 務	☐ 現場代理人 ・ ☐ 主任技術者	
	工事執行課 (室)		
新たに兼務を希望する工事	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	請負金額 (税込)	円	
	兼 務 す る 職 務	☐ 現場代理人 ・ ☐ 主任技術者	
	工事執行課 (室)		

兼務を	☐ 認める ・ ☐ 認めない
認めない理由	

様式第 3 号（第 6 条関係）

現場代理人等兼務承認取消通知書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

延岡市長 ○○ ○○

延岡市工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領第 6 条第 1 項の規定により、下記工事に係る現場代理人等の兼務の承認を取り消します。

現 場 代 理 人 等 氏 名		
現 場 代 理 人 等 の 兼 務 を 取 り 消 す 工 事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	請負金額（税込）	円
	兼 務 す る 職 務	☐ 現場代理人 ・ ☐ 主任技術者
	工事執行課（室）	
	取 消 し の 理 由	

（注）通知を受けた日から 7 日以内に新たな現場代理人を配置し、現場代理人変更通知書を工事執行課（室）に提出すること。